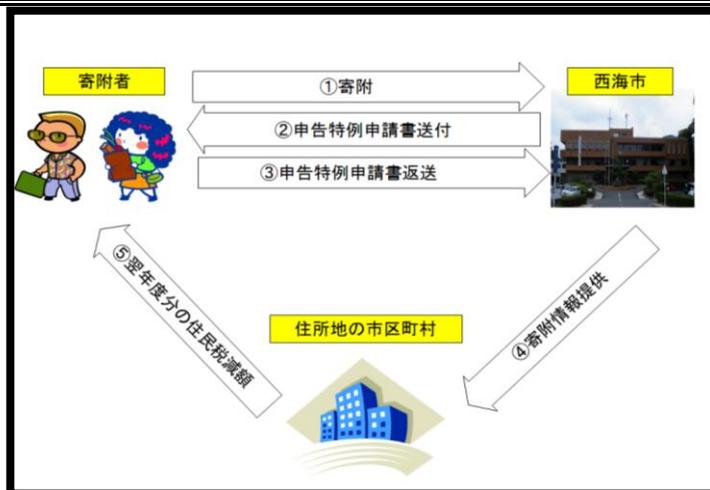


ふるさと納税ワンストップ制度のご紹介

制度の概要

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者等が寄附をした場合に、税務申告手続を簡素化する特例制度として平成27年に創設されました。

寄附後にワンストップ特例の申請をされると、市町村間にて通知を行い、翌年度の住民税で「申告特例控除額」(所得税・住民税の寄附金控除・寄附金税額控除相当額)が適用されます。



制度対象者

以下のすべての条件を満たしている方が対象となります。

①もともと**確定申告をする必要のない給与所得者**等であること

※年収2000万円以上の所得者や、医療費控除のために確定申告が必要な場合は確定申告が必要です。

②**平成27年1月1日～3月31日の間に寄附をしていないこと**

※平成27年3月以前に寄附をした場合は確定申告が必要になります。

③1年間の寄附先が**5自治体以下**であること

※1つの自治体に複数寄附をしても1カウントとなります

制度利用方法

制度の利用を希望される方は、寄附後送付される「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に内容を記入、押印の上、寄附された日の翌年の1月10日までに西海市役所に必着するようご返送ください。

以上の手続きだけで確定申告のお手間が省けます。

注意事項

①特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の**申請書の内容に変更があった場合**、寄附を行った翌年の1月10日までに、西海市役所へ**変更届出書を提出してください**。

②このワンストップ特例制度は、**平成27年4月1日以降に行う寄附が対象**です。平成27年1月1日から3月31日までに寄附を行った方は、ワンストップ特例制度はご利用いただけません。控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。

③5団体を超える自治体に寄附を行った方や、寄附の有無にかかわらず確定申告を行う方も、控除を受けるためには、これまで同様に確定申告を行う必要があります。

④ワンストップ特例制度でのお手続きをされた方は、全額住民税からの控除となります。

⑤特例申請書は**寄附のたびに提出する必要があります**。同一自治体に複数寄附する際も同様です。